

市長におけるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会会議録

1. 開催日 令和8年8月6日
2. 場所 全員協議会室
3. 出席者 百上真奈、赤堀久実、陶山美佐、北山太加視、森中秀哲、福村教親
上田宗久、中岡久徳
4. 欠席者 なし
5. 委員外議員 寺村京子
6. 理事者 なし
7. 事務局 城北市議会事務局長、藤岡議事課長、山口議事課副参事兼議事調査係長
久保議事課主幹
8. 案件
 - 1 要求資料について
 - 2 証人の出頭要求について
 - 3 その他
9. 会議の次第

(午前10時 開会)

委員長（百上真奈君）

おはようございます。

時間になりましたので、ただいまより、市長によるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会を開会いたします。ただいままでの出席委員数は8名、会議は成立しました。

会議録署名委員に、北山委員お願いいたします。

本日の事項は、第1項が「要求資料について」、そして第2項「証人の出頭要求について」、そして第3項「その他」です。

それでは、皆さんのタブレットのほうにも資料が入っていますので御覧いただきながら、それでは第1項「要求資料について」を議題といたします。前回議決いただき要求いたしました資料につきましては、サイドボックスに配付しておりますので御確認ください。

なお、報道、また傍聴者等への配付資料は、伊賀市情報公開条例を準用し、個人等が特定される疑いのある名称を伏字にしておりますので、御承知おきください。

では、配付資料は、一つ目が令和6年12月26日のハラスメント事案について、当時の財務部長から報告を受けた際の報告に関する文書です。これは法務統括監の見解を含むということになっております。

二つ目は令和6年12月26日午前8時40分頃、市長から申立人職員Aに入電のあった電話の録音記録です。これについては「不存在」という

ことでの回答がございました。

三つ目に令和6年12月26日、当時の伊賀市役所本庁舎4階の財務部資産経営課・管財課における職員の座席表です。御確認ください。

皆さん資料を御確認いただきましたが、要求資料について更に追加の資料の要求がございましたら、御発言ください。

どうですか。委員の皆さん追加の資料の要求はございませんか。

副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

申立書の添付資料にもありましたが「以前も言いましたが…」というような記載であったり、「契約解除は市長からの指示…」という記載もあります。その中で、令和6年11月の市長就任時から申立人が当時の役職に就かれていた令和7年3月までの旧ふれあいプラザにかかる協議メモであったり、この法人Bに対して指示があったということですので、その協議内容の音声データの提出をお願いしたいと思います。

委員長（百上真奈君）

記録の更なる要求ということでよろしいですね。

ただ今赤堀副委員長から新たな資料の要求について発言がありましたが、資料を要求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

誰に資料請求するのか確認をしたいと思います。

副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

当局をお願いします。

委員長（百上真奈君）

行政当局に要求するということで確認させていただきますが、併せて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

他の資料について何かございませんでしょうか。

副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

先日の弁護士勉強会の中でも触れさせていただいたんですけど、市長がInstagramにこの百条委員会にちょっと触れている内容がありました。その資料を、私のほうから提示させていただきたいと思うのと、あともう一つ、市長の記者会見で「職員に異動に迫ったことは一切

ない」という、この二つの資料を提出したい、皆さんに共有をさせていただきたいと思っております。

委員長（百上真奈君）

ただ今赤堀副委員長から、当委員会への提出資料ということで、申出がありました。

委員会としての資料としたいということですが、御異議ございませんでしょうか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

質問ですけれども、インスタグラムの投稿と記者会見に関する記事の部分というのは、特にどのあたりを資料として使いたいのかというところですか。

委員長（百上真奈君）

副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

どのあたりというか全体で、この百条委員会に対して触れてる内容について、全般的に委員の皆さんと情報共有して、その中で今後証言もとっていくと思いますので、公平公正な判断材料になってくるかなと思います。

どのあたりと特定すると、私の気持ちが入ってしまうのもおかしい話なので、そうではなくて、この資料は誰でもとれる資料ですので、広く皆さんに共有したほうがいいのかと思いました。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

私のほうからも若干、旧ふれあいプラザに関して期限がありましたですね、その行政の会議の進行状況はどんなふうに進展していたのか。6月定例会で、市に戻すということが可決されたわけですが、その間の資料というのは出してもらえないのですか。

委員長（百上真奈君）

そのことについては、先ほど赤堀副委員長から、令和6年11月から令和7年の3月末までの協議事項に関する一切の資料を出してほしいということで、それを今議決していただきましたので、上田委員がおっしゃったことも含めて資料要求をしたいと思います。よろしくお願いします。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(百上真奈君)

はい、では委員会として赤堀副委員長から提案された資料も含めて、そしてこれは更にしっかりとした審査をしていく上で必要だということで皆さん確認していただきましたので、よろしくお願いをいたします。

それでは、赤堀副委員長からの提案の資料、それから追加資料も含めて、順次サイドブックに掲載してまいりますので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(百上真奈君)

ないようですので、次に第2項「証人の出頭要求について」を議題といたします。

先に提出がありました要求資料を正副委員長において事前に確認し、それを踏まえまして、証人として出頭していただく者、そして出頭日時、主な聴取事項を「証人尋問スケジュール案」としてサイドブックに配付しておりますので、御確認ください。

なお、「証人尋問スケジュール案」の中で、8月20日午後の網掛けの2名の職員につきましては、管理職ではない方になります。よって、市の人事異動及び職員配置図の公表が管理職以上となっていることから、当該2名の証人に対する尋問は非公開で行うことを提案するところです。それも併せてご協議願います。

また、出頭要求書及び質問書についてもご確認いただきたいと思います。質問書については、先日の弁護士勉強会でご教授いただいたところですが、証人自らの論点整理のほか、尋問時間の有効活用を目的として、人定事項や証言の概略等を記載した回答書を、証人に予め提出していただくこととしたいと思います。

なお、尋問当日は、証人は回答書を見ながら証言をすることはできません。あくまでも記憶に基づいて証言していただくことになります。その旨も出頭要求書には書かせていただくことにしたいと思います。

このスケジュール案、出頭要求書、質問書の3点をご確認ください。少し資料が多いですので、お時間をとらせていただきたいと思います。

(各委員 資料精読)

委員長(百上真奈君)

はい、中岡委員。

委員(中岡久徳君)

皆さんに調整したかどうか知りませんが、この三つの日ね、これでまずは「よろしいか」と聞いて、全ての委員が「出席します」となってから、次に進んでいただいた方がいいわけです。

委員長（百上真奈君）

ありがとうございます。

今、中岡委員から大事なお話をさせていただきました。

本当に皆さん大変お忙しいので、日程を調整するに当たりましては、全員出席していただけるように正副委員長のほうで調整をさせていただきました。その上で、さらに証言していただく方々の調整もございましたもので、そのことの経緯報告を失しておりまして、大変申し訳ありませんでした。

改めまして、委員の皆さんの日程等を調整させていただいて、また、証人の皆さんにも確認していただいた上で、本日は「証人尋問スケジュール案」として、改めて委員会に提出させていただいておりますので、それを踏まえて、ご意見などいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

福村委員。

委員（福村教親君）

8月20日の非公開の2名の証人に関して、具体的にどういう形で非公開にされるのか、お聞かせを願いたいと思います。

委員長（百上真奈君）

先ほど私のほうから非公開にしたいということでは、この2名の方は管理職ではないということで、根拠となるのが人事異動の発表時やいろんなことが配慮されていることを言いましたけれども、形としましては8月20日の午後からは非公開ということですので、報道機関はもちろん傍聴者もなく、2名の証人に安心して落ちついて証言していただけるように、委員会室でさせていただこうという、そういう形を考えております。

福村委員。

委員（福村教親君）

それでですね、私の個人的な意見ですけれども、初日の財務部長から始まって、証人に立っていただく方に対して、当然基本公開というのは理解をしていますけれども、証人に立っていただくと緊張もされてしまうでしょうし、証人の緊張を和らげスムーズな答弁ができるという意味でも、証人の後ろにパーテーションを1枚、囲む必要はないと思いますが、傍聴者も後ろにおられますから、少しそういう配慮ができたらと個

人的にはと思いますが、またそういう点もご協議いただけたらと思います。前例はありませんが。一応、私の私見です。

委員長（百上真奈君）

意見として賜りました。後でまた委員からご意見を出していただきたいと思います。

資料を精読していただいていると思いますが、このほかにご質問やご意見ありませんか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

ありがとうございます。非公開に関して、人事異動の発表とかも配慮しているということで、委員長のほうでご判断いただいて非公開にしたいということで、ご本人たちがそうして欲しいということではないということでしょうか。

委員長（百上真奈君）

そのことについては、実はご本人にも確認させていただきました。そして、ご本人からも、非公開にさせていただきたいということでしたので、それも踏まえて、私のほうで判断させていただきました。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

すいません。財務部の5名の方、総務部の2名の方に証言していただくことになっているのですけれども、財務部は部長から始まって、上司から順番に話を聞くことになっているかと思いますが、その上下関係によって供述に影響がある可能性というのはできるだけ避けたほうがいいと思うんです。なので、意見ですけれども、職員として部下に当たる人から順番に聞いていった方が、影響を受けにくいと思われるので、そのほうがいいのではないかなというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（百上真奈君）

そのことについてなんですけれども、一応今回、様々な大事な公文書を発出したりとかいろいろありますもので、弁護士の方とも相談もさせていただき、この順番については弁護士のほうからもこれでいいだろうということでした。それともう一つは、だからこそ重要な会議なんです。この委員会では、虚偽の発言をすることは駄目だということで、宣誓をしていただくことが大前提ですので、例えば、そのことによって左右されとか、それはもう宣誓したことへの違反になってしまいますので、やはりそういった重たい大事な委員会に来ていただくということで

すし、証言される方についても、大変重たいという気持ちというか重要な場に行くということの認識で来ていただくことになりますので、先ほど森中委員から、部長からの順番で大丈夫かということですがけれども、一応、これでいこうかなと私の中では思っています。

中岡委員。

委員（中岡久徳君）

森中委員に関連してですね、委員長がいろいろ話しました。これですね宣誓し署名もします。そこでですね、部下がですよ、部長がこう言ったから私もそう言わなければ駄目だなと、仮にそういう忖度というのですか、発言してないのにそのような発言をすると、これ偽証罪になりますね。重いんですよ。

だからそういうことはですね、ここに出席していただく方にそういう心配はないと思うんですよ。その部下もですね真実だけを話せばいいだけだから、その人が覚えていること、ただ、事実だけを委員会では調査するだけでございますので、何も部長が言ったことはおかしいのではとかそんなこと聞く必要も何もありませんから、そういう心配はしてもらわなくても大丈夫だと思う。

委員長がおっしゃるように、淡々とやったら物事終わると思いますので、そういうことで委員長よろしくお願いします。

委員長（百上真奈君）

他にございませんでしょうか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

すいません。

財務部長に対する質問書の内容なんですけれども、そこにですね、旧ふれあいプラザにかかる契約に関することというのを付け加えたほうがよいのではないかと思います。

なぜかといいますと、市長によるハラスメントがあったかどうかというのは、最終的にこの委員会で事実を認定していくということになって、そのときに評価をしていかなければいけないことになるのですが、そのパワーハラスメントの認定基準の一つに「業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより」というのがありますよね。それがあったかどうかというのを、この委員会が判断していかなければいけないということになります。

そうすると、今、契約に関する質問は、市長と申立人に対してとなっているんですけれども、両者とも当事者なので、自分の思ったことを言

ってしまって、ということになってしまうかもしれない。

そのときに、財務部長という、経緯などを全部知っている立場の人がそれをどういうふうに捉えていたのかということに関しては、聞いておいたほうがいいとか、聞かないと、当事者ではない人の発言を一つ押さえておかなければいけないと思うので、それを加えておいたらどうかと思います。

委員長（百上真奈君）

はい、ありがとうございます。

今のご発言につきましては、そのとおりだと思いますので、私も市長と申立人だけではなく、経緯を知っている当時の財務部長にも問うことはいいと思います。あと、契約書とか契約に関する会議に財務部次長も関わっておられるかも含めて、もし必要であれば私自身は大事ななと思いましたので、関わっておられるようでしたら財務部長、更に財務部次長にもその質問を加えていくということですね。

この質問書はあくまでもご本人たちが当時のことを思い出し、論点整理をしていただくためのものでもありますので、その質問を加えるということの提案については、受け取りました。

皆さんどうですかね、そこら辺。

福村委員。

委員（福村教親君）

委員長、ちょっと確認させてください。

委員長総括尋問を確認して、自分で判断してですね、私、例えば財務部長に、この項にない、自分として聞きたいことがあれば聞かせていただけるのですよね。

これは、委員長が冒頭に証人に質問する内容であると把握させてもらってよろしいのですよね。

委員長（百上真奈君）

委員長から総括して行う質問のことについては、後ほど出てくると思うのですが、この質問書は、証人の方に事前に、氏名、生年月日という当たり前のことから書いていただきますが、もう一つ先ほど申しましたように、証人もしっかりと論点整理をしてもらうための質問書です。

ただ、後ほど尋問をしていくときには、私たちはこの質問書を参考にさせていただくことになりますので、今、森中委員がおっしゃったようなことも入れておくということは、それについて正確に事実確認する上では大事ななと私は判断させていただきました。

他にご意見、ご質問ございませんか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

はい、すいません。

委員長の総括質問に関しては、また後でということで、分かりました。

委員長（百上真奈君）

今のところでは、スケジュール案、要求書及び質問書について、ご質問、ご意見を求めています。第2項「証人の出頭要求について」ということです。

これについて、他にご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

はい、では他にないようですので、配布のと通りのスケジュール等で出頭要求を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

ご異議無しということで確認をさせていただきました。

証人の出頭要求については可決されました。

今、議決いただきました証人の回答書についても、提出期限を8月14日としておりますので、それ以降にサイドブックに配布いたしますので事前に確認していただければと思います。

それでは続いて、選定した証人に対する尋問方法についてですが、先ほどから質問が出ておりますが、まず、委員長から共通事項について主尋問を行い、その後、各委員より共通事項以外の尋問を行っていただきたいと思います。

尋問事項については、まずは5名の証人への尋問事項の提出をお願いいたしましたところ、既に証人全員の方への尋問事項を提出している委員もおられます。本当に皆さんありがとうございます。

提出していただいた尋問事項のなかで共通する事項について、正副委員長で精査をさせていただき、全証人について、現時点での「委員長総括尋問案」をサイドブックに入れておりますので、ご確認いただければと思います。

5名の証人の分だけしか提出しておられない方も含めましてですね、委員長総括尋問については、追加すべきことであつたり、そのほかの証人の方の質問も含めて随時受け付けています。

特に証人尋問をされる前日までに、随時委員長又は事務局まで連絡をく

ださい。

そして、尋問最終日の市長や申立人も含めて、まだ提出されていない委員は、その分についても提出していただければと思います。

これ確認事項ですけども、皆さん、ご質問、ご意見ありませんか。大丈夫ですか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

期限はありますか、いかがでしょうか。

委員長（百上真奈君）

早期に提出していただければありがたいです。

よろしくお願いします。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

今出ている総括尋問に対する意見も、ここで話すとかではなく、書いた形でお送りするほうがいいですか。

委員長（百上真奈君）

そのほうがありがたいですね。

提出いただきましたら、すぐに正副委員長で精査をさせていただきますので、それも含めて提出してくださいますか。

よろしくお願いします。

この点について、他に何かご質問等ありませんか。大丈夫ですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

では最後に、第3項、その他についてを議題といたします。

委員の皆さんから何かございませんか。ないですか。

すいません、先ほどの証人尋問のやり方になると思うのですが、福村委員から、その配慮も含めて、公開をするのですが、衝立の有無について意見がありました。また、中岡委員からは、今までそういったことはないということだったのですけれども、このことについてどうでしょう。

皆さんのほうから何か、この場で意見だけ聞かせていただいて、考えますので。

上田委員。

委員（上田宗久君）

中岡委員も言われたように、私も百条委員会の委員の経験がありましてですね、衝立はしたことはなかったのですが、証人本人が隠し

て欲しいという意向があつてそういう判断をされたのか、こちらから、
そういう配慮をするのか、どちらですか。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

私の私見です。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

そうですね。だからね、今までそんなことはなかったのです。私は嘘
は言いませんという署名までしていますね。呼ばれた証人は全員が宣誓
させられますので、衝立まで必要なかどうかということは、僕は初め
て今聞いたのですけれど。

委員長（百上真奈君）

中岡委員。

委員（中岡久徳君）

上田委員がおっしゃるようにね、証言台に立って、そこで宣誓、署名
するのです。そのときはもう顔が出ます。パーテーションで隠してしま
せん。最初に委員長がおっしゃったように、管理職以上はですね、全部
公開。それから公開の場合はパーテーションとかそんなものをせずに、
きちっと公開したらよろしい。何も隠す必要ないわけだから、証人は真
実を言うだけだから、何も恥じることもないから。

だけでも、管理職ではない若い職員はやっぱり少し配慮してあげた方
がいいかなと思ったから、委員長のおっしゃるように非公開で、それは
いいことだと思いますけれども、管理職の方はその役職で、何も隠す必
要は何もないのです。

だから、正々堂々とですね、真実を語っていただくと。そのためにも
公開で、何も隠さずにやっていただくのが僕はいいと思います。

委員長（百上真奈君）

他の委員の皆さんいかがですか。

北山委員。

委員（北山太加視君）

過去の例に習って進めていただくのがいちばんよいのかなと思いま
す。ただ、特段配慮を必要とするならば、委員長が考えているような非
公開の部分もあってもいいのかなと私は思います。

委員長（百上真奈君）

はい、ありがとうございます。

では、管理職以外の職員の方については非公開として確認していただきましたので、福村委員からご意見がありましたことについては、皆さんのほうからのご意見を賜りました上で、衝突はしないということで進めたいと思います。

改めて、第3項のその他で何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(百上真奈君)

ないようでございますので、私のほうから一つ報告があります。

7月6日から7月16日までの間、百条委員会において、特別職におけるハラスメントに関する職員アンケートを実施いたしましたが、この度、当職宛てに市長によるハラスメント事案の報告がありました。

ついては、先のアンケートに含めた取扱いをしたいと私自身は考えておりますのでご承知おきいただければと思います。

なお、来る8月19日開催の第3回委員会終了後、アンケートの取扱いを含めて、今後の委員会の進め方について、委員の皆さんと打合せ会を開催したいと思いますので、委員の皆様におかれましては、ご予定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

私からは、以上です。

それではこれもちまして、市長によるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

次回は8月19日、午前10時開会です。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

(午前10時34分 閉会)